○○○化学肥料低減推進組合規約（案）

※新たに取組実施者を立ち上げる場合

資料３-３

（名　称）

第１条　本推進組合は、○○○化学肥料低減推進組合（以下「推進組合」という。）と称する。

（目　的）

第２条　推進組合は、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年１２月２０日付け３農産第２１５６号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）に定める事業を実施し、化学肥料低減と適正な使用を推進することを目的とする。

（構　成）

第３条　推進組合は、別添推進組合員名簿に掲載する組合員をもって構成する。

（業　務）

第４条　推進組合は、第２条の目的を達成し、肥料の価格高騰による影響を緩和するとともに化学肥料の使用量の低減を推進するため次に掲げる事業を行う。

　　１　肥料価格高騰対策事業

２　その他化学肥料低減等に関する事業

（役　員）

第５条　推進組合に組合長１名、副組合長１名、監事１名の役員を置くものと

する。

　　２　組合長は、推進組合を代表し、推進組合の業務を総括する。

　　３　副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故があるときはその職務を代理する。

　　４　監事は、推進組合の業務及び会計を監査し、総会に報告しなければならない。

　　５　役員の任期は１年とする。但し、再選を妨げない。

（総　会）

第６条　推進組合は、年１回総会を開催することとし、次の事項は総会に付議し、その議決を経なければならない。

　　１　規約、諸規程の制定及び改正

　　２　事業計画及び予算の決定

　　３　事業報告及び決算の承認

　　４　その他推進組合の運営に関する重要な事項

（事務局）

第７条　総会の決定に基づき推進組合の業務を執行するため、事務局長を置くこととし、事務局長宅を主たる事務所とする。

（業務の執行）

第８条　業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程によるものとする。

　　１　事務処理規程

　　２　会計処理規程

　　３　公印取扱規程

　　４　内部監査実施規程

（会　計）

第９条　推進組合の事業年度は、毎年○月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わるものとし、次の各号に掲げる収入をもって構成する。

　　１　組合員の会費

　　２　その他補助金等の収入

（監　査）

第10条　組合員長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

　　１　事業報告書

　　２　収支決算書

（帳簿等の備付け）

第11条　推進組合は、事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

　　１　推進組合規約及び諸規程類

　　２　組合員の氏名、住所を記載した書面

　　３　収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

　　４　その他必要な書類及び帳簿

（細　則）

第13条　推進組合の事務の運営上必要な細則は組合長が別に定める。

附　則

１　この規約は、令和〇年○月○日から施行する。

別紙１

○○○化学肥料低減推進組合事務処理規程（案）

（目　的）

第１条　この規程は、○○○化学肥料低減推進組合（以下「推進組合」という。）における事務の取扱について必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

（事務処理の原則）

第２条　推進組合の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

（事務処理体制）

第３条　推進組合の事務処理については、事務局長を事務局責任者とする。

（雑　則）

第４条　肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年１２月２０日付け３農産第２１５６号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）、及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、組合長が定める。

附　則

１　この規程は、令和〇年○月○日から施行する。

別紙２

○○○化学肥料低減推進組合会計処理規程（案）

（目　的）

第１条　この規程は、化学肥料低減推進組合（以下「推進組合」という。）の会

　　　計処理に関する基準を確立して、推進組合の業務の適正かつ能率的な実

施を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　推進組合の会計業務に関しては、○○○化学肥料低減推進組合規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会計原則）

第３条　推進組合の会計は、次に掲げる原則に適合するものでなければならな

い。

　　１　推進組合の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。

　　２　すべての取引について、正確な記帳整理をすること。

　　３　会計の処理方法及び手続きは、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（口座の開設）

第４条　推進組合の口座は、○○○（金融機関名）の△△△（口座名義）口座とする。

（会計年度）

第５条　推進組合の会計年度は、規約に定める事業年度に従い毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

（出納責任者）

第７条　出納責任者は、組合長とする。

（経理責任者）

第８条　事務処理規程に定める各事務の責任者は、事務局長とする。

（会計帳簿）

第９条　 会計に関する帳簿、伝票及び書類等の保存期間は、５年とする。

（雑　則）

第10条　肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年１２月２０日付け３農産第２１５６号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）、及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、組合長が定める。

附　則

１　この規程は、令和〇年○月○日から施行する。

別紙３

○○○化学肥料低減推進組合公印取扱規程（案）

（目　的）

第１条　この規程は、○○○化学肥料低減推進組合（以下「推進組合」という。）における公印の取扱いについて、定めるものとする。

（定　義）

第２条　この規程において「公印」とは、推進組合の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とする。

（種　類）

第３条　推進組合の公印の種類は、次に掲げるものとする。

　　１　組合印：「○○○化学肥料低減推進組合印」

　　　　寸法：２４㎜角印　字体：もう書体

（登　録）

第４条　組合長は、公印を新たに調製し、再製し、または改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

（交　付）

第５条　組合長は、前条の規定により公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を、第６条の公印管理責任者に交付しなければならない。

（公印管理責任者）

第６条　公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置くこととし、事務局長がこの任にあたる。

（管　守）

第７条　公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠のうえ、厳重に保管しなければならない。

　　２　公印管理責任者は、公印登録簿を厳重に保管しなければならない。

（押　印）

第８条　公印の押印は、原則として、組合長またはその委任を受けた者の指示により公印管理責任者が行うものとする。

（雑　則）

第９条　肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年１２月２０日付け３農産第２１５６号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）、及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、組合長が定める。

附　則

１　この規程は、令和〇年○月○日から施行する。

別紙４

○○○推進組合内部監査実施規程（案）

（目　的）

第１条　この規程は、○○○推進組合（以下「推進組合」という。）の業務及び資金管理に関する内部監査について、定めるものとする。

（監査員の指名）

第２条　内部監査を行う監査員は、複数名とし、構成機関・団体所属のうちから組合長が指名する。

（種　類）

第３条　内部監査は、年度決算時の定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

（結果報告）

第４条　監査員は、内部監査終了後その結果をとりまとめ、内部監査報告書を作成し組合長に報告するものとする。

　　２　前項の報告を受けた組合長は、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

　　３　内部監査報告書は、当該年度終了後、５年保存するものとする。

（不適合の是正）

第５条　監査員は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、事務局長に提出するものとする。

　　２　事務局長は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

　　３　事務局長は、是正措置が終了した場合、速やかにその結果を監査員に報告するものとする。

　　４　前項の報告を受けた監査員は、その内容を確認の上、報告を受けた日以降最初の総会に報告するとともに、その記録を当該年度終了後５年間保管するものとする。

（雑　則）

第６条　肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年１２月２０日付け３農産第２１５６号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）、組合会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、組合長が定める。

附　則

１　この規程は、令和〇年○月○日から施行する。

○○○化学肥料低減推進組合員名簿

令和○年○月○日現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　　名 | 住　　　　　　所 | 役　　　職 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |